2　乗揚げ等した船舶の除却等の命令

海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げ等に起因して当該海岸管理者が管理する海岸保全施設等が損傷等され、又はそのおそれがあり、当該損傷等が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合に、当該船舶の所有者に対し、当該船舶の除却等の措置を命ずることができることとした。（第一二条第三項関係）

3　海岸管理者による操作規則の策定

海岸管理者が管理する海岸保全施設のうち、操作施設（水門、陸閘その他の操作を伴う施設で主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）については、津波、高潮等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならないこととした。（第一四条の二関係）

4　他の管理者による操作規程の策定（第一四条の三、第一四条の四、第二一条の二及び第二一条の三関係）

㈠　海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）が管理する操作施設については、当該操作施設の操作の方法等について、津波、高潮等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならないこととした。

㈡　海岸管理者は、他の管理者が㈠に違反した場合等においては、当該他の管理者に対し、操作規程を定めること等を勧告することができることとした。

㈢　海岸管理者は、他の管理者が管理する操作施設について、㈡による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該他の管理者に対し、当該操作施設の開口部の閉塞等の措置を命ずることができることとした。

5　海岸保全施設の維持又は修繕（第一四条の五関係）

㈠　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないこととした。

㈡　海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、主務省令で定めることとした。

6　災害時における緊急措置（第二三条関係）

㈠　津波、高潮等の発生のおそれがあり、これによる被害を防止する措置をとるため緊急の必要があるときは、海岸管理者は、必要な土地の使用等をすることができることとするとともに、当該措置をとるため緊急の必要があるときは、その付近に居住する者又は現場にある者を当該業務に従事させることができることとした。

㈡　海岸管理者は、㈠による使用等により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならないこととするとともに、㈠により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡等したときは、その者等が受ける損害を補償しなければならないこととした。

7　協議会

海岸管理者、国の関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、海岸保全施設とその近接地に存する海水の侵入による被害を軽減する効用を有する施設の一体的な整備その他海岸の保全に関し必要な措置について協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第二三条の二関係）

8　海岸協力団体（第二三条の三～第二三条の七関係）

㈠　海岸管理者は、㈡の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができることとした。

㈡　海岸協力団体は、海岸管理者に協力して海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等若しくは公共海岸の維持を行うこと等の業務を行うこととした。

㈢　海岸協力団体が㈡の業務として行う行為の実施に必要な海岸保全区域の占用等の許可については、海岸協力団体と海岸管理者との協議が成立することをもって、許可があったものとみなすこととした。

9　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（法律第六二号）（農林水産省）

1　法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、平成三一年六月三〇日までとすることとした。（附則第二条関係）

2　罰則の引上げ

報告の徴収に係る罰金刑の上限を引き上げることとした。（第一二条第一項関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、2の改正規定は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行するものとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律（法律第六三号）（総務省）

1　電気通信設備の管理体制の拡充及び技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等

㈠　総務大臣は、基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができることとし、指定された電気通信事業者は、当該電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（電気通信回線設備を除く。）を技術基準に適合するように維持しなければならないこととするとともに、当該電気通信設備の使用の開始前に、当該電気通信設備が技術基準に適合することについて、自ら確認を行い、その結果を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第四一条及び第四二条関係）

㈡　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信事業者が管理規程を定めなければならないとされている事業用電気通信設備について、㈠において技術基準適合維持義務の対象となる電気通信設備を含めることとした。（第四四条第一項関係）

㈢　事業用電気通信設備の管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき事業用電気通信設備の管理の方針、体制及び方法に関する事項並びに電気通信設備統括管理者の選任に関する事項に関し、必要な内容を定めたものでなければならないこととした。（第四四条第二項関係）

㈣　総務大臣は、電気通信事業者が届け出た管理規程が㈢に適合しないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができることとするとともに、電気通信事業者が管理規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、管理規程を遵守すべきことを命ずることができることとした。（第四四条の二関係）

㈤　事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業用電気通信設備の管理の方針、体制及び方法に関する事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験等を有する者のうちから、電気通信設備統括管理者を選任しなければならないこととした。（第四四条の三関係）

㈥　電気通信設備統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならないこととするとともに、電気通信事業者は、電気通信設備統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないこととするほか、総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠った場合等において、電気通信事業者に対し、当該電気通信設備統括管理者を解任すべきことを命ずることができることとした。（第四四条の四及び第四四条の五関係）

㈦　事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者により選任される電気通信主任技術者が監督する事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の内容を、総務省令で定めることとした。（第四五条第一項関係）